

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年9月29日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後			改 正 前		
(警務課) 第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(18) (略) <u>(19) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律</u> <u>(平成28年法律第73号) 第3条に規定する国</u> <u>外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u> (20) (略)			(警務課) 第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(18) (略) (19) (略)		
別表第1 (第39条関係)			別表第1 (第39条関係)		
課 名	名 称	分 掌 事 務	課 名	名 称	分 掌 事 務
(略)			(略)		
警務課	(略)	第5条第16号から第19号までに掲げる事務	警務課	(略)	第5条第16号から第18号までに掲げる事務
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。